

新宮町告示第125号

令和元年第4回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和元年11月26日

新宮町長 長崎 武利

1 期 日 令和元年12月3日

2 場 所 新宮町議会議場

○開会日に応招した議員

安武久美子君

末吉富美徳君

上畝地白馬君

大牟田直人君

北崎 和博君

松井 和行君

温水 眞君

濱田 幸君

西 健太郎君

高木 義輔君

横大路政之君

牧野真紀子君

○12月3日に応招した議員

全員

○12月4日に応招した議員

全員

○12月11日に応招した議員

全員

○応招しなかった議員

なし

令和元年 第4回（定例）新 宮 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和元年12月3日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和元年12月3日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第109号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第110号議案 新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第111号議案 新宮町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第112号議案 新宮町特定教育・保育施設の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第113号議案 新宮町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第114号議案 新宮町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第115号議案 新宮町公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第116号議案 新宮町水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第117号議案 令和元年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第12 第118号議案 令和元年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第13 第119号議案 令和元年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第14 報告第23号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第15 報告第24号 令和元年度定期監査の結果について
- 日程第16 報告第25号 例月出納検査結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第109号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

の制定について

- 日程第4 第110号議案 新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第111号議案 新宮町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第112号議案 新宮町特定教育・保育施設の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第113号議案 新宮町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第114号議案 新宮町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第115号議案 新宮町公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第116号議案 新宮町水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第117号議案 令和元年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第12 第118号議案 令和元年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第13 第119号議案 令和元年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第14 報告第23号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第15 報告第24号 令和元年度定期監査の結果について
- 日程第16 報告第25号 例月出納検査結果報告について

出席議員（12名）

1番	安武久美子君	2番	温水 眞君
3番	末吉富美徳君	4番	濱田 幸君
5番	上畝地白馬君	6番	西 健太郎君
7番	大牟田直人君	8番	高木 義輔君
9番	北崎 和博君	10番	横大路政之君
11番	松井 和行君	12番	牧野真紀子君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 井上 和広君 主幹 三船 史郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	長崎 武利君	副町長	……………	吉村 隆信君
副町長	……………	福田 猛君	教育長	……………	宮川 優子君
総務課長	……………	太田 達也君	政策経営課長	……………	阿部 宏紀君
地域協働課長	……………	笠井与志則君	都市整備課長	……………	桐島 光昭君
上下水道課長	……………	本田陽一郎君	産業振興課長	……………	竹上 健君
環境課長	……………	安河内正路君	住民課長	……………	大原 稲子君
健康福祉課長	……………	山口 望美君	子育て支援課長	……………	藤木 恵介君
税務課長	……………	高橋 忠久君	会計管理者	……………	末永富士美君
学校教育課長	……………	森 和也君	社会教育課長	……………	西田 大輔君
代表監査委員	……………	吉田 雅文君			

午前9時30分開会

○議会議務局長(井上 和広君) 起立、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長(牧野 真紀子君) ただいまから、令和元年第4回新宮町議会定例会を開会します。

配付の日程表により、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長(牧野 真紀子君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番温水眞議員、3番末吉富美徳議員、事故に備えて、4番濱田幸議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長(牧野 真紀子君) 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月11日までの9日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月11日までの9日間と決定いたしました。会期中の日程は、別に配付いたしております会期日程表のとおりです

ので、議員並びに執行部のご協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長にあいさつをお願いいたします。

町長。

○町長（長崎 武利君） 皆さんおはようございます。本日、ここに令和元年第4回新宮町議会定例会を招集いたしましたところ、ご多用の中、議員の皆様のご出席をいただきましてありがとうございます。

令和となり、初めての師走の慌ただしい時期を迎えております。振り返ってみますと、今年も梅雨時期や台風の影響による豪雨や暴風が各地を襲い、自然災害が発生いたしました。亡くなられました方々、ご遺族に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

また、世界遺産であります首里城や白川郷で立て続けに火災が発生するなどの大変残念なニュースもありました。そのような状況の中、日本で開催されましたラグビーワールドカップでは、日本代表がワンチームとなり、優勝候補に名前が挙がっていた強豪チームに勝利する姿とノーサイド後のお互いをたたえ合う光景は勇気と大きな感動をもたらしております。

海外に目を向けますと、世界各地で洪水、大雪や山火事などの災害が発生をいたしております。香港では、逃亡犯条例の改正に反対する抗議デモに端を発した混乱が続いているようでございます。お隣の韓国との関係は、慰安婦財団や徴用工問題などで対話が進んでおらず、双方の国民生活、感情に影響を及ぼしております。

国内では第4次安倍再改造内閣がスタートしました。10月から消費税率の引き上げ、それに伴いますポイント還元やプレミアムつき商品券事業、また幼児教育保育の無償化などが実施をされ、国民の戸惑いは現在も続いているようでございます。

さて、本町の近況でございますが、10月27日の防災訓練は、自衛隊が被災地支援のため参加ができませんでしたが、福岡市消防局、航空隊など関係機関の協力を得まして、議員の皆様も含め300名を超える方々で訓練と防災活動拠点のお披露目を行うことができたと思っております。

11月3日に行われましたまつり新宮におきましては、好天とはまいりませんでしたが、時間を短縮したにもかかわらず、多くの来場者があり、今年も大変な盛況でありました。これも多くの関係者にご協力をいただき、年々開催内容が充実していることにうれしくもあり、本当に感謝を申し上げます。

11月23日の夜に行われました立花オールパワーズ主催の立花竹灯籠まつりや新宮漁港で行われました島の漁師のいけま売りもリピーターと新たな来訪者でにぎわいを増し、地域振興が良い方向に向かっていると感じているところでございます。

また、台風17号により被災した相島漁港沖防波堤につきましては、災害復旧工事を補助事業として実施するため、国の査定を現在受けております。

今後も新宮町がさらに進化する町であり続けられるよう、議員の皆様のご協力をよろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、本日提案いたしております議案は、条例の改正8件、令和元年度補正予算3件、計11議案、諸報告3件となっております。なお、最終日には追加議案を予定しております。

よろしくご審議いただきまして、ご議決くださいますようお願い申し上げまして、議会招集のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長(牧野 真紀子君) これより議案の審議に入ります。

日程第3. 第109号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第3、第109号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(太田 達也君) 第109号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

提案理由といたしまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、その一部が令和元年12月14日から施行されることに伴い、新宮町一般職の職員の給与に関する条例、新宮町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例及び印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定を削除するとともに必要に応じて心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定を置くというところが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨というところでございます。

この趣旨に則りまして、3つの条例で所要の改正を行うというのが今回の改正の議案でございます。

1ページをお願いいたします。改正する条例と内容につきましては、提案理由の中でもありましたけれども、第1条で新宮町一般職の職員の給与に関する条例第21条、第21条の2、第21条の3、第22条及び第22条の3において記載のとおり字句を削る、あるいは改めるというものでございます。

第2条では、新宮町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例第4条

におきまして、第1号を削り、第2号と第3号中の字句を改め、各号を繰り上げるものでございます。また、第5条第2項第1号中の字句も改めるものでございます。

2ページのほうになりますけれども、第3条では印鑑の登録及び証明に関する条例の第2条第2項第2号、第6条第2項並びに第7条第1項第3号及び第8号において、記載のとおり字句を改める、あるいは削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和元年12月14日から施行することとしております。

3ページ以降に参考資料といたしまして、新旧対照表をつけておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。ございませんか。

はい、横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) 1点だけちょっと確認させてください。第21条の3、第1項第1号のくだりですね。ここ、「禁^ニ錮」を「禁^ニ錮」に改めるという記載になっているんですが、この意味が条文を読んでも何がどう違うのか、よく理解できないんですが、ここだけご説明いただけませんか。

○議長(牧野 真紀子君) はい。総務課長。

○総務課長(太田 達也君) はい。法令上の中で、漢字で表記できるもの、できないものという種類の分がございまして。その中で、「禁^ニ錮」というところの「^ニ錮」という文字につきましては、法令上では本来使わないような形になるんですけれども、その場合にルビを振るというような形で法制上のものがございまして。それが、現在は「禁^ニ錮」の「^ニ錮」という文字も法令上で使えるような形の漢字ということになっておりますので、その関係でルビがなくなった形での「禁^ニ錮」というのに字句を改めたものでございます。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) それでは、質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第109号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第109号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 第110号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第4、第110号議案、新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤木 恵介君） 第110号議案、新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

今回の主な改正としましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を改正する省令の施行及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、新宮町内に家庭的保育事業等の施設はございませんが、省令にならしまして条例を制定していることから、省令と同様の改正を行うものでございます。

4ページをお願いいたします。主な改正概要を新旧対照表でご説明いたします。

第7条で、4項を加えております。改正前の第7条第2号で、家庭的保育事業等の職員の病気休暇等により保育を提供できない場合は、当該家庭的保育事業者等に代わり、必要に応じて代替保育を提供することとなっておりますが、第7条第2項で代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合は、連携協力を行うものとの間で役割分担及び責任の所在の明確化、業務の遂行に支障が生じないように措置が講じられていなければ適用しないとすることができることとしております。

第7条3項は前項の要件として、家庭的保育事業者等は代替保育の連携協力を行うものを適切に確保しなければならないとしており、当該事業を行う場所または事業所以外の場所、または事業所において、代替保育が提供される場合の小規模保育事業の区分を定めるものです。

また、事業実施場所において、代替保育の保育が提供される場合の町長が認める小規模保育事業の区分を定めるものでございます。

第7条4項は、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものでございます。

4ページから5ページのほうをお願いいたします。第7条第5項は前項の場合において、家庭的保育事業者等は利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設または町が運営費支援等を行っている認可外福祉施設であって、町長が適当と認めるものを連携協力を行うものとして適切に確保しなければならないこととするものです。第17条第2項に第4号を加え、調理業務で受託している事業者のうち、利用乳幼児の食事内容等に適切に応じることができるものとして町が認めるものを食事の搬入施設に加えるものでございます。

第24条第2項第2号は6ページをお願いいたします。こちらにつきましては、先の第109号議案同様、成年被後見人等の権利の制限にかかる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により児童福祉法が改正されたことから、利用状況を改正するものでございます。

次に、第46条に第2項を加え満3歳以上の児童を受けている保育所型事業所内保育事業所について、町長が適当と認めるものについては卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものです。

附則第2条に第2項を加え、条例施行後に家庭的保育事業の認可を受けた施設については、省令附則第2条の経過措置が適用されている事業所のうち自園調理への移行に向けた努力義務化しつつ、自園調理の原則適応猶予する経過措置の期間を10年とするものでございます。

附則第3条は、省令附則第3条の経過措置がさらに5年間延長され10年に改めるものでございます。

3ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし第24条第2項第2号の改正規定は令和元年12月14日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

はい、安武議員。

○議員(1番 安武 久美子君) ご質問いたします。家庭的保育事業者っていうのは、新宮町では今ゼロだというお話でしたが、今後、例えば手を挙げてこういう事業をしたいという方が出た場合の審査ですとか、そういったことは今後、そういう事業者が増えるとお考えでしょうか。また、審査などはどうなるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長(牧野 真紀子君) はい、子育て支援課長。

○子育て支援課長(藤木 恵介君) はい、お答えいたします。当初の目的といたしましては、0歳から2歳までということですので、この部分というのが一番待機児童が多い年代になっておりますので、それを解消したいということで条例が制定をされたものと理解しておりますが、実情は今、事業所がないという、該当する事業所はないということなんですが、今後、そういう事業者が出てくれば、当然うちのほうも待機児童解消に向けた対策にはなりますので、順次適応していきたいと思っております。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。ほかに。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第110号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第110号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 第111号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第5、第111号議案、新宮町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長(森 和也君) はい。第111号議案、新宮町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明をさせていただきます。

提案理由でございますけれども、令和2年4月から新宮町立幼稚園で預かり保育事業を実施することに伴い、新宮町立幼稚園設置条例の一部を改正するものでございます。

預かり保育につきましては、立花幼稚園のほうで実施するというところで今回進めさせていただいております。

理由としましては、立花小学校校区に保育所が存在しないということで、立花校区の就労支援という観点から立花幼稚園での預かり保育を実施するということになっております。

改正内容についての説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。新旧対照表になります。

町立の幼稚園につきましては、学校教育法の規定に基づく事業ということになりますけれども、今回、預かり保育を始めるにあたりましては、子ども・子育て支援法に基づく預かり事業ということになります。そのため、法律をここで追加で条文の中に加えるものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、この条例につきましては、令和2年4月1日から施行することになっております。以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。温水議員。

○議員(2番 温水 眞君) はい。預かり保育をされるということは非常によろしいことだと思うんですけども、時間は大体、何時ぐらいまで考えていらっしゃいますか。

○議長(牧野 真紀子君) はい、学校教育課長。

○学校教育課長(森 和也君) はい、お答えさせていただきます。7時30分から8時30分の1時間、そちらがまず朝の預かり保育。

8時半から14時にかけては通常の保育ということになりますので、14時以降の午後14時から午後18時までが義務の預かり保育ということで考えております。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。ほかに。ありませんか。松井議員。

○議員(11番 松井 和行君) お尋ねします。一応預かり保育っていう形になったら保育士が必要と思うんですけど、その体制は現状で確保できるんでしょうか、お伺いします。

○議長(牧野 真紀子君) はい、学校教育課長。

○議員(11番 松井 和行君) はい、お答えいたします。現在、立花幼稚園には5名の職員を配置しておりますけれども、その職員では不足しますので、新たに2名の配置をして対応するよ

うに考えております。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) はい、松井議員。

○議員(11番 松井 和行君) その方たちは、資格があるっていうことでよろしいんですか。

○議長(牧野 真紀子君) 学校教育課長。

○学校教育課長(森 和也君) はい。資格をお持ちの方を配置する予定です。

○議長(牧野 真紀子君) いいですか。はい、ほかにございませんか。

はい、高木議員。

○議員(8番 高木 義輔君) お尋ねします。立花校区を対象とした条例改正というふうにお伺いしました。今後、新宮幼稚園だとか東幼稚園それぞれございますが、それについては、こういう預かり保育というのを今後どのようにしていかれるのか、その辺を含めて方針があればお聞かせください。

○議長(牧野 真紀子君) はい、学校教育課長。

○学校教育課長(森 和也君) はい、お答えさせていただきます。新宮幼稚園、新宮東幼稚園の校区から言うと、新宮小学校校区、新宮東小校区、新宮北小校区っていうことになりますけれども、そちらの校区につきましては、保育園さん、保育所、そちらのほうがございますので、今回、先ほども申しましたように就労支援の一環としての保育サービスということの提供になりますので、立花小学校校区以外につきましては、そちらの保育園さん、保育所さんのほうで支援していただくという形が望ましいというふうに考えております。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。ほかにございませんか。いいですか、

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) はい。質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第111号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第111号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 第112号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第6、第112号議案、新宮町特定教育・保育施設の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長(森 和也君) 第112号議案、新宮町特定教育・保育施設の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

提案理由といたしまして、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化及び令和2年4月か

らの新宮町立幼稚園での預かり保育の実施に伴い、新宮町特定教育・保育施設の利用者負担等に関する条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表のほうでご説明をさせていただきます。3ページをお願いいたします。

まず、第1条関係ですけれども、現在、入園料につきましては5,000円ということで入園料を定めさせていただいております。その入園料につきまして、無償化の対象とすることで、今回まず、一旦、第4条については削除、第1条で削除をさせていただきます。次に第2条関係といたしまして、利用者負担額につきましては、今後、預かり保育の利用者負担額の根拠につきましては、子ども・子育て支援法の規定に基づく根拠となります。ですので、子ども・子育て法に基づく認定作業を行った後に、保育の対象となる方を決定いたしまして、その方々の預かり保育を実施することになりますので、利用者負担額の第3条のほうで、そちらの根拠づけをさせていただいているところでございます。

また、第4条におきましては、先ほど削除いたしました入園料の削除の部分に預かり保育料ということで、新たに規定を設けまして、町立幼稚園におきます預かり保育の金額を定めさせていただいております。

なお、実際の金額につきましては、別表のほうに定めることとしておりますので、別表の中で預かり保育料につきましては、月額1万1,300円という形で定めさせていただいております。

なお、備考のほうに記載がございますけれども、こちらにつきましても無償化の対象ということになりますので、月額の金額自体は設けますけれども、実際に利用される方々につきましては、預かり保育料の額をゼロとするということで規定をしておりますので、こちらについては、皆さん利用される方の負担はないということになります。

戻っていただきまして2ページですけれども、附則といたしまして、この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するものでございます。なお、第1条の規定によります新宮町特定教育・保育施設の利用者負担等に関する条例の規定につきましては、遡りまして令和元年10月1日から施行する。

具体的に申しますと入園料の削除の規定になりますけれども、そちらは10月1日から適用することでさせていただきたいと考えております。説明は以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。はい、温水議員。

○議員(2番 温水 眞君) はい、お尋ねいたします。9月でしたかね、町立幼稚園の就園者数の今までの実績と今後の見通しということで資料をいただきましたけれども、その段階での収容率というか、53パーセントぐらいだったと思うんですけども、この原因と申しますか、収容率が低い原因につきましては、どのようにお考えになっているかということが一つと、もう一つは、保育園の問題でしょうけれども、待機児童というのが新宮町に存在するのかどうかということにつ

いて、ご質問をいたします。

○議長(牧野 真紀子君) 学校教育課長。

○学校教育課長(森 和也君) はい。お答えさせていただきます。収容の状況ですけれども、町全体の就学前のお子さんの人口がずっと増加している傾向がありまして、その中で幼稚園の件数も対応できるように増加していったという経緯がございます。

今は、就学前のお子さんの人口自体も減少傾向にございまして、それとあわせて各保育園の整備など、そういった関係で町立幼稚園の就園の状況は減少の傾向にございます。したがって、今後は逆に定員数を少し見直さないといけないのかなというふうには考えております。それと、今の幼稚園の待機児童ということは、町立幼稚園についてはございません。以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。ありますか。子育て支援課長。

○子育て支援課長(藤木 恵介君) はい、お答えいたします。待機児童の件でございますが、今年の4月現在で24名の待機児童を抱えておりましたが、今、保護者の就労希望というのが高くなりまして、50名を超える待機児童を抱えているような状況でございます。以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。はい。安武議員。

○議員(1番 安武 久美子君) お尋ねいたします。幼児無償化からちょうど1か月経ちまして、関係の保育施設の方とお話をする機会がございました。そうしますと、認可外保育園のお話を伺いましたら、何か困っていらっしゃるのとかがありますかというふうにお尋ねいたしますと、やっぱり費用の手続の件をお話いただきました。毎月、毎月、保護者の方が認可外保育園にお支払いをされます。そして領収書をいただいて、それを毎月、町のほうに役場のほうに提出して、振り込んでいただく手続をとっているということで、とてもその時間をつくるのも大変だし、行ったり来たりが疲弊をしているというお話を聞きました。

お伺いしますと、福岡市などは各月で2か月に1回の手続で良いということで、新宮町は毎月、そういう手続をとっていらっしゃるというお話でした。そうしますと、保護者の方も大変でしょうが、窓口の業務といたしますか、そういうのも大変になっているのではないかと思います。現状はいかがでしょうか。

○議長(牧野 真紀子君) 安武議員。今回、この第112号議案は学校教育課に関することですので、子育て支援課に関することでしたら、またそのときになったときで、今答えられるのであれば、課長にあれですけれどもいかがですか。答えられますか。大丈夫ですか。

はい。いうことを注意しておきますので、よろしいですか。

はい、子育て支援課長。

○子育て支援課長(藤木 恵介君) はい。副食費の支払いということでご質問なんですけれども、こちらにつきましては償還払ということで、領収証をいただいての支払いということで、今進め

ております。

この辺につきましては、また近隣の市町村の動向も含めまして検討の必要はあると思っておりますけれども、今現在はそういう状況で推移しているような状況でございます。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) はい、ほかにございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) それでは、質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第112号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第112号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 第113号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第7、第113号議案、新宮町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長(桐島 光昭君) 第113号議案、新宮町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

今回の条例改正の主な理由は、本年9月27日に道路法施行令が改正され、道路占用料が改正されたこと。また、消費税に関する規定及び端数の取り扱いに係る規定につきまして所要の改正が必要となったことから、今回あわせて改正を行うものでございます。

それでは、改正内容の説明をいたします。参考資料の新旧対照表を用いて説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

この表は、先ほど申しました消費税に関する規定及び端数の取り扱いに係る規定を占用料の額について定めている第2条に、第3項及び第4項として新たに追加するもので、同様に道路法施行令でも定めがあるものでございます。

第3項の消費税についての取り扱いですが、消費税法では土地の売買、賃貸借は原則的に消費税非課税扱いとなされており、貸付期間が1か月未満のものについては例外的に課税取引とみなされることから今回追加するもの。第4項の規定につきましても、事務上同様に取り扱いをしていることではございますが、同法施行令に準じ追加いたしております。

次に、8ページをお願いいたします。このページから最後の14ページまでが、占用料の額に係る別表の改正となっております。項目数は67項目ございまして、ほぼすべての項目におきまして増額あるいは増率となっており、一番占用申請が多い電柱、電話柱でおよそ16パーセントの増、全体でも16パーセントの増となっております。

続きまして、14ページをお願いいたします。別表の備考についてですが、道路法施行令に準じ3か所改正をいたしております。

まず、6につきましては、面積等の端数処理をこれまでは単位数量まで引き上げて計算いたしておりましたが、より正確に占用料算定するため0.01平方メートル、あるいは0.01メートル未満の端数につき、それを切り捨てて計算するように改め、7につきましては、月額で占用料が定められている物件等のみの端数計算について規定しておりましたが、年額で占用料が定められている物件等につきましても、1年未満の端数がある時の計算方法を追加いたしております。8につきましては、本則中に同様の規定がございますので整理したものでございます。

戻りまして、6ページをお願いいたします。

附則といたしまして、施行期日を道路法施行令の施行日と同じ令和2年4月1日からと定め、あわせて経過措置を規定いたしております。説明は以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第113号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第113号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 第114号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第8、第114号議案、新宮町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長(桐島 光昭君) 第114号議案、新宮町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

今回の条例改正の主な理由は、ただいまご議決いただきました新宮町道路占用料徴収条例の一部改正により、本条例も占用料に関し所要の改正が必要となったこと、また、第7条の別表第2の採取料につきましても、準拠しております福岡県において見直しがなされていることから、今回あわせて改正を行うものでございます。

それでは、改正内容の説明をいたします。参考資料の新旧対照表を用いて説明いたしますので、7ページをお開きください。

第7条第1項に、その額が300円に満たない場合によっては300円とするという規定を追加するもの。これは、現条例におきましては、別表の備考に規定しているものを本則中に加える

もの。第5項及び第6項につきましては、先の第113号議案におきまして説明いたしましたように、消費税に関する規定において、貸付期間が1か月未満のものについては、例外的に課税取引とみなされることから今回追加するもの。また、端数の取り扱いに係る規定につきましても、新宮町道路占用料徴収条例と同様の取り扱いとするため、占用料等について定めている本条に追加するものでございます。次に、8ページをお願いいたします。このページから13ページまでが、占用料の額に係る別表第1の改正となります。項目数は56項目ございまして、ほぼすべての項目におきまして増額あるいは増率となっており、一番占用申請が多い9ページの上段のところでございますが、水道管、下水道管、ガス管、その他これに類する施設でおよそ18パーセントの増、全体では17パーセントの増となっております。

12、13ページをお願いします。別表の備考ですが、3か所改正をいたしております。改正内容といたしましては、先の第113号議案の際の説明とほぼ同様ですが、まず6につきましては、月額で占用料が定められている物件等のみの端数計算について規定しておりましたが、年額で占用料が定められている物件におきましても、一年未満の端数がある時の計算方法を新たに規定いたしております。

13ページの7につきましては、面積等の端数処理をこれまでは単位数量まで引き上げて計算しておりましたが、0.01平方メートル、あるいは0.01メートル未満の端数につき、それを切り捨てて計算するように改め、8につきましては、今回の改正におきまして、本則中に規定を移したことにより削除するものでございます。

14ページをお願いいたします。この表は、土砂や砂利等の採取に関しまして、その料金等を定めたもので、この表につきましては、福岡県の規定に準じて規定をいたしております。

今回、福岡県において見直しがなされたことから、それにあわせて改正するものでございます。

また、備考につきましては、別表1から必要な規定につきまして整備いたしております。なお、当該金額につきましては、消費税及び地方消費税を含む額として記載をいたしております。

戻りまして、6ページをお願いいたします。

附則といたしまして、施行期日を新宮町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の施行日と同じ令和2年4月1日からと定め、あわせて経過措置を規定いたしております。

説明は以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第114号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第114号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 第115号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第9、第115号議案、新宮町公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長(桐島 光昭君) 第115号議案、新宮町公園条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

今回の条例改正の主な理由は、先ほどご議決いただきました新宮町道路占用料徴収条例の一部改正により、本条例においても公園の占用料につき所要の改正が必要となったこと。また、町が設置する公園の規模等について見直しを行う必要が生じたこと。さらには新宮ふれあいの丘公園内のグラウンドを有料公園施設として規定する必要が生じたことから今回改正を行うものでございます。

それでは、改正内容の説明をいたします。参考資料の新旧対照表を用いて説明いたしますので、7ページをお開きください。

まず初めに、目次中の字句の改正でございます。これは、目次中の第2章と本則中の条名を整合させるため、所要の改正を行うもの。また、第4条の3第1項第1号及び第2号の改正は、これまで街区公園の敷地面積は0.25ヘクタール、近隣公園の敷地面積は2ヘクタールを標準面積として規定いたしておりましたが、標準敷地面積0.25ヘクタールの街区公園を計画、整備するにあたり、用地の確保が進まず、0.25ヘクタールの標準敷地面積の規定が街区公園の整備をかえって難しくしている面もあることから、今回、敷地面積要件を緩和するもので、当該敷地面積要件につきましては、国が示しております標準規模があるものの地域の实情に合った行政サービスの提供を実現する観点から、地方公共団体みずから条例で定めることとされていることを踏まえ、これまでの0.25ヘクタールを標準とする規定から0.1ヘクタール以上、1ヘクタール未満と幅を持たせることにより、その整備推進を図るもの。同様に、第2号の改正につきましても、第1号の改正と同様に標準敷地面積2ヘクタールから1ヘクタール以上4ヘクタール未満と幅を持たせるものでございます。

また、新たに第8条の6を条として加えております。これは、新宮東中学校横の整備済みの新宮ふれあいの丘公園グラウンドが、今後さまざまな大会等で使用することも想定されることから、有料公園施設として規定し、また、その管理運営に関しましては、町教育委員会が管理するその他のグラウンドとの利用調整も必要なことから、町教育委員会に委任するものとしておりま

す。7ページ下段から8ページ上段の別表第1につきましては、消費税に係る記載がないことから、消費税を含む旨の規定を加え、次の別表第1の2及び別表第1の3につきましては、新宮ふれあいの丘公園グラウンドを有料公園施設に加えることに伴い改正するもので、別表第1の3の使用料につきましては、他のグラウンド使用料と同一といたしております。

9ページをお願いいたします。9ページ中段から12ページまでが、公園占用料の額に係る別表第3の改正となっております。項目数は33項目ございまして、すべての項目におきまして増額あるいは増率となっております。一番占用申請が多い電柱、電話柱でおよそ16パーセントの増、全体では15パーセントの増となっております。

11ページをお願いいたします。11ページから12ページまでの別表の備考につきましては、4か所改正をいたしております。改正内容といたしましては、先の第113号議案の際の説明とほぼ同様で、まず5につきましては、月額で占用料が定められている物件等のみの端数計算について規定いたしておりましたが、年額で占用料が定められている物件等についても、1年未満の端数がある時の計算方法を新たに規定いたしております。6につきましては、面積等の端数処理をこれまでは単位数量まで引き上げて計算しておりましたが、0.01平方メートル、あるいは0.01メートル未満の端数につき、それを切り捨てて計算するように改め、9につきましては、消費税法では、土地の売買、賃貸借は原則的に消費税非課税扱いとなされておりますが、貸付期間が1か月未満のものについては、例外的に課税取引とみなされることから今回追加するもの。10の規定につきましては、事務上同様に取り扱いしていることとありますが、新宮町道路占用料徴収条例に準じ追加いたしております。

戻りまして5ページ、6ページをお願いいたします。

附則といたしまして、施行期日を新宮町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の施行日と同じ令和2年4月1日とするものですが、第4条の3第1項第1号及び第2号の改正は、公布の日からといたしております。また、あわせて第2項で経過措置を、第3項で新宮ふれあいの丘公園グラウンドに係る利用承認等の準備行為について、条例施行前から行うことができる旨を記載いたしております。

説明は以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) はい、お尋ねします。この占用料についてなんですが、前の2つの条例も同じ内容なので、あえてここの場までずらして質問させていただくんですが、これ、10数年前に改正があっているんですが、その折に私が尋ねた記憶があるんですけど、要するに、当時の説明では1種から3種まである設定ですね、これは、私の記憶では市町村単位で料金設定がされておると。だから、新宮町の場合はどれか分かりませんが、要するに新宮町同じ町内で、

例えば山のほうに設置されとる分と中央駅の真ん前に設置されとる分との差があるんじゃないかっていう質問したら、いや全部一緒ですという説明が当時あったんですけど、今もそうですかね。

○議長(牧野 真紀子君) はい、都市整備課長。

○都市整備課長(桐島 光昭君) はい、お答えいたします。新宮町内におきましては同じです。駅前であっても山手であっても、同料金ということになります。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) はい、横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) で、当時と同じことを私また言うんですが、要するに、新宮町地域、近隣市町村と比べても市街化がどんどん進んで、言ってみれば占用料っていうのは、やはり地代に類する部分だろうというふうに私は推測するんですが、それから考えると結局、町村だから幾らですよという、市制を敷いとるから幾らですよという設定の仕方っていうのは、私は非常に理不尽じゃないかなと思っておるんですね。当時も言ったんですが、固有名詞を出すと大変失礼なので、近所の山のてっぺんの周辺にある電柱と新宮中央駅真ん前にある電柱では、土地の地価っていうのはもう格段の差があるはずですから、そういった意味からすると、これを素直に道路法の施行令ですか、それに伴って算定されて、あなたのところ幾らですよっていうのは、これはちょっと理不尽じゃないかなと私は思っているんですが、やはり、こういう財政的にも厳しい中ですし、事業者に対して何らかの方策、要求策をやっぱり講じるべきじゃないかなという気がするんですね。だから、その法律がそうになっていますからで黙って引き下がるというのは、これはちょっと腑に落ちないなという思いがありますので、例えば、地価に準ずる料金の算定方法があっただけじゃないかというような要求はされていいんじゃないかなと思うんですが、その辺の見解どうですか。

○議長(牧野 真紀子君) 都市整備課長。

○都市整備課長(桐島 光昭君) はい、お答えいたします。今、横大路議員のご発言の趣旨は十分に理解できます。10数年前は、今回の条例改正の基礎となっているのは道路法施行令、国道の占用料の料金を国が3年ごとに固定資産税の評価替えがございしますが、それをもとに基本的には3年ピッチで固定資産の評価替えを基に計算しております。

国道ですので、全国に当然ございますけれども、10数年前は国道のある全国の市町村を3分類、当時は甲、乙、丙でしたけれども、現在はそれを5分類に細分化いたしておりまして、いわゆる都市的などころから山間地というふうに分けております。

新宮町はその中で、都市化されているであろう地域の上から二番目のところに分類されておりまして、お隣の固有名詞を言っただけじゃないかもしれませんが、お隣の古賀市はちなみに三番目です。その表でいうと、新宮町のほうが都会的というふうな評価をなされておりますので、現在、新宮町の国道においても、いわゆる上府から原上まで抜けておりますけれども、ここの間に関し

ての料金を国が施行令で、国がそれなりに固定資産評価額をもとに算定した額を出しておりますので、新宮町においても古賀市境の上府から福岡市境の原上においても、この国道の下においてもおっしゃられるような固定資産の評価は当然違うと思いますが、国道がそのように定めておるので、私どもといたしましては、国道に電柱を立てたらいくらなのに、隣の町道に立てたらまた料金が違うというのも事業者さんにとってはちょっと非常に困惑されるんじゃないかということで、国が定めた基準を基に、新宮町には国道が通っておりますので、それを基に町内全域、駅前であろうと、ちょっと山手の地域であろうと同料金のほうが、それはいいんじゃないかなということで、現在こういう条例改正を提案させていただいております。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) システム自体は理解しました。当時の説明ですよ、あくまでも。当時の説明では我々はどうしようもありませんと、国が制度で定めた分だから、例えば、田舎であろうが都心部であろうが、市制を敷いているところが高いんだという説明だったんですね。今の説明でそれなりに理解できるような制度には変わっているのかなという気がします。

ただ、一つだけお願いしたいのは、やはり国の制度だから黙って甘んじて受けるということではなくて、やっぱり町の財政を守るという意味からもやはり言うべきことは言う、相手が国であろうが県であろうがですね。という趣旨では、是非今後も対応していただきたいなというふうに思います。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。答弁よろしいですか。はい。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第115号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第115号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 第116号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第10、第116号議案、新宮町水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長(本田 陽一郎君) 第116号議案、新宮町水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

改正の理由といたしまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、水道事業及び下水道事業に従事する会計年度任用職員の給与等にかかわる

規定を整備する必要が生じたため、新宮町水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものでございます。

2ページ目をお願いいたします。記載しております新旧対照表でご説明いたします。

まず、題名中、給与を給与等に改めるものでございます。次に、第2条、条例の準用で3行目の種類及び基準に関しての後に、企業職員の任用方法に応じてを追加し、新宮町一般職員の給与に関する条例の後に、新宮町フルタイム任用職員の給与に関する条例及び新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を追加するものでございます。

1ページ目にお戻りください。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第116号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第116号議案は原案のとおり可決されました。

ここで、10時45分まで休憩いたします。

午前10時33分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長(牧野 真紀子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11、第117号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第11、第117号議案、令和元年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長(竹上 健君) 第117号議案、令和元年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について、説明いたします。

歳出から説明いたします。10ページ、11ページをお願いします。

1款1項1目事務費のうち、4節共済費13万1,000円ですが、船員の給与手当等が上がったことによる共済組合負担金の増額となります。

1款2項1目事業費のうち、27節公課費116万円ですが、昨年の渡船乗客数の増に伴う消

費税及び地方消費税の増額を計上しております。

次に8ページ、9ページ、歳入を説明いたします。

5款1項1目繰越金、129万1,000円の増につきましては収支調整となります。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第117号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第117号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 第118号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第12、第118号議案、令和元年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(大原 稲子君) 第118号議案、令和元年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ263万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億661万2,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費につきまして、3節職員手当等、43万7,000円を計上しております。時間外勤務手当を増額するものです。

9節旅費9,000円を計上しております。普通旅費を増額するものです。

13節委託料、システム改修委託料59万6,000円を計上しております。オンライン資格確認等実施に伴うシステム改修でございます。特定財源といたしまして、5款1項1目繰入金、2目職員給与費等繰入金を充てるものでございます。

2款5項1目19節、負担金補助及び交付金18万円を計上しております。葬祭費補助金を増額するものです。

6款1項3目23節、償還金利子及び割引料112万2,000円を計上しております。平成30年度福岡県国民健康保険普通交付金の額確定による返還金でございます。

次に歳入についてご説明いたします。8、9ページをお願いいたします。特定財源につきましては、

説明を省略させていただきます。

6 款 1 項 1 目 1 節、前年度繰越金で収支調整しております。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第 1 1 8 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 1 1 名、挙手しない者 0 名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第 1 1 8 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3. 第 1 1 9 号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第 1 3、第 1 1 9 号議案、令和元年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長(阿部 宏紀君) 第 1 1 9 号議案、令和元年度新宮町一般会計補正予算について、説明いたします。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,681 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 136 億 5,866 万 4,000 円とするものでございます。

第 2 条、債務負担行為の補正につきましては、5 ページをお願いします。第 2 表、債務負担行為補正は追加としまして、2 事業を計上しております。電算用備品購入費は、令和 2 年度に配置する職員用のパソコン等の購入のため、JR 新宮中央駅自由通路等清掃委託料につきましては、新年度早期に対応できるように今年度中に契約を締結する必要があるために計上しております。期間、限度額については記載のとおりでございます。

それでは、歳出の予算の説明をいたします。款を追いながらの説明の前に、人件費にかかわるものの説明をいたします。

職員の時間外手当、住居手当、通勤手当の増額及び非常勤職員の時間外手当の増額を行っております。また、返還金につきましては平成 30 年度の額が確定したものについて、国・県返還金を計上しております。

各予算項目での説明は省略させていただきます。

16、17 ページをお願いします。

2 款 1 項 1 目一般管理費、7 節賃金 74 万 5,000 円は、ふるさと納税事業事務補助及び今

後予想される分に対応するものでございます。

7目電算管理費、19節負担金補助及び交付金2万5,000円は、県自治体情報セキュリティ対策協議会運用負担金の変更に伴うものです。

8目交通安全対策費、8節報償費29万円は、運転免許証自主返納者報償費が免許証返納者の増加に伴い、増額するものです。特定財源といたしまして、15款2項1目1節高齢者運転免許証自主返納支援事業補助金4万円を充当しています。

18、19ページをお願いします。

3項1目戸籍住民基本台帳費、9節旅費11万5,000円は、コンビニ交付確認試験でローソクキオスク端末更改に伴う東京までの職員2名分の特別旅費です。

14節コピー使用料11万4,000円は、マイナンバーカードの普及や利活用の促進を図るためのチラシを作成するためのものです。特定財源といたしまして、14款2項1目1節社会保障・税番号制度システム整備補助金11万3,000円を充当しています。

5項1目統計調査総務費、7節賃金8万9,000円は、令和2年度に実施される国勢調査準備のために非常勤職員の賃金となっております。

6項1目監査委員費、9節旅費6万1,000円は、監査基準策定等のため費用弁償の増額分です。

20、21ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費、28節国民健康保険特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すものですが、52万9,000円の増額となっております。

7目障害者福祉費、19節負担金補助及び交付金10万円は、自動車運転免許取得・自動車改造成事業補助金の申請者の増に伴うものです。

20節扶助費、1,662万8,000円は、自立支援給付費、身体障害者（児）補装具費支給費、日常生活用具等給付費はそれぞれ利用者等の増に伴うものです。特定財源といたしまして、14款1項2目2節障害者自立支援給付費負担金4万円、15款1項2目2節障害者自立支援給付費負担金2万円を充当しています。

9目後期高齢者医療対策費、19節負担金補助及び交付金951万4,000円は、後期高齢者医療療養給付費負担金が医療費の増により増加するものです。

2項1目児童福祉総務費は、幼児教育・保育の無償化に対応するための保育所等にかかる事務経費、11節消耗品費23万2,000円、備品購入費4万4,000円を計上しています。特定財源としまして、15款2項2目4節子ども・子育て支援事業費補助金27万5,000円を充当しています。

22、23ページをお願いします。

3目児童福祉施設費、15節工事請負費115万5,000円は、新宮東小学校学童保育所第1クラブのエアコンが故障したため更新工事を行うものです。

4款1項4目未熟児医療対策費、20節扶助費53万1,000円は、当初の見込みより未熟児養育医療費が増えたため増額するものです。特定財源としまして、14款1項3目1節未熟児養育医療費負担金26万5,000円、15款1項3目1節、未熟児養育医療費負担金13万2,000円を充当しています。

6目環境衛生費、9節旅費1万8,000円は、相島の飼い主のいない猫のあり方について、相島区と協議を行うための旅費が不足する見込みとなったため増額計上しています。

24、25ページをお願いします。

2項2目塵芥処理費、13節委託料は、可燃物袋販売数が増えたため、可燃物袋販売委託料147万円の増、不法投棄の増に伴う不法投棄処理委託料27万9,000円を増額するものです。

6款1項3目農業振興費、19節有害鳥獣被害防止特別対策事業補助金40万円は、当初の見込みより申請が多く、今後も増加が想定されるため増額するものです。

8款2項1目道路維持費、13節委託料30万円は、廃棄物処理が当初の見込みより増加したため、廃棄物処理委託料を増額するものです。

26、27ページをお願いいたします。

10款1項2目事務局費、9節旅費3万8,000円の減額は、栄養士が立花小学校勤務となったため、立花小学校管理費に組み替えるもの、11節消耗品費60万9,000円は、来年度から文部科学省が実施するキャリアパスポート事業のため、全児童、生徒用のクリアファイルを購入するものです。

2項2目立花小学校管理費、9節旅費3万8,000円は事務局費からの組み替え、12節電話・ファクス料金3万円、14節コピー使用料7万6,000円は、それぞれ当初の見込みより使用が多く、不足が見込まれるため。

18節学校管理用備品購入費57万2,000円は、給食用冷凍庫が水漏れ故障し、修理不能であるために買いかえるものです。特定財源としまして、15款2項8目7節、学童期フッ化物洗口事業費補助金3万8,000円を充当しています。

6目相島小学校管理費、12節電話・ファクス料金3万2,000円は、当初の見込みより使用が多く、不足が見込まれるための増額です。

8目新宮東小学校管理費、11節修繕料4万8,000円、14節コピー使用料8万3,000円は、当初の見込みより不足が見込まれるため増額するものです。

28、29ページをお願いします。

10目新宮北小学校管理費につきましては、来年度児童数の増に対応するため、11節消耗品

費40万3,000円は机・椅子の購入のため。

15節施設整備工事費62万7,000円は、通級指導教室に黒板インターホンの設置のため。

18節学校管理用備品購入費162万1,000円は、職員用のパソコン、事務机や給食用の配膳ワゴンや移動シンク等を購入するものです。

3項2目新宮中学校管理費、15節施設整備工事費557万2,000円は、来年度の生徒数の増に対応するために通級指導教室等の整備工事及び印刷室の改修工事を行うためです。

7目新宮東中学校教育振興費、11節消耗品費160万円は、不足する教科用の消耗品購入費です。

5項1目幼稚園総務費は、幼児教育・保育の無償化に対応するための幼稚園にかかる事務経費として、11節消耗品費2万4,000円。

18節事務用備品購入費5万4,000円を計上しています。

19節補足給付事業補助金284万5,000円は、新たに副食費に対する補助制度を設けるものです。

20節子育て支援施設等利用給付費783万円は、対象者の増による計上です。特定財源といたしまして、14款1項4目1節子育てのための施設等利用給付交付金4,980万1,000円のうち391万5,000円。15款1項6目子育てのための施設等利用給付交付金県費負担金2,490万円のうち、195万7,000円を子育て支援施設等利用給付費に、9款1項1目2節、子ども・子育て支援臨時交付金94万8,000円、14款1項4目1節、子ども・子育て支援交付金94万8,000円、15款1項6目1節、子ども・子育て支援交付金94万8,000円を補足給付事業補助金に、15款2項8目2節、子ども・子育て支援事業費補助金7万6,000円を幼児教育・保育無償化の事務経費に充当しています。

30、31ページをお願いします。

立花幼稚園費、11節消耗品費6万8,000円、18節幼稚園管理用備品購入費11万4,000円は、来年度実施予定の預かり保育のためのものがございます。

次に、歳入について説明いたします。

歳出説明時に特定財源の説明をしたものは除かせていただきます。

10、11ページをお願いします。

幼児教育・保育の無償化に係る補助金の内容等が確定したため、予算を組み替えるもので、保育に関する部分につきましては、9款1項1目2節子ども・子育て支援臨時交付金4,809万円及び15款1項2目4節、施設型給付費負担金を減額し、それぞれ14款1項2目3節、子どものための教育・保育給付交付金1,478万9,000円。子どものための施設等利用給付交付金1,728万円及び15款1項2目4節、子どものための教育・保育給付交付金県費負担金1

億3,914万4,000円。子育てのための施設等利用給付交付金県費負担金864万円に組み替えるものです。

幼児教育に関する部分につきましては、14款1項4目1節4,588万6,000円の子育てのための施設等利用給付交付金に、15款1項6目1節、施設型給付費負担金、3,863万円を子どものための教育・保育給付交付金県費負担金に1,568万7,000円、子育てのための施設等利用給付交付金県費負担金2,294万3,000円に組み替えるものです。

14、15ページをお願いします。

19款1項1目1節、前年度繰越金で収支調整をしております。

説明は以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

まず、16、17ページの歳出から順を追ってしていきたいと思います。

16、17ページ。いいですか。

はい、大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) 運転免許証の自主返納者が増えているという話ですけれども、よく声を聞くのは返納したら、移動手段がなくなるっていう話をよく聞きます。今、返納したらマリンクスだったりとか、西鉄nimocaだったりとかであると思うんですが、一時的なものなので、それからずっと使えるというわけではないと思うんですけれども、今後、返納者だったり、もともと免許を持っていない方だったり、ちょっと移動手段に困られるのをちょっと支援していこうとか、例えばマリンクスと連携してですね。

そういうことは考えられているのかなっていうのを、もしわかればお願いします。

○議長(牧野 真紀子君) いいですか。はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長(山口 望美君) はい、お答えいたします。というか、この件につきましては健康福祉課1課だけでできる話ではございませんので、いろんな関係課と協力して、今後考えていかないといけないことであろうかと思っております。

今回、ふれあいの丘公園にまた高齢者の施設等をつくるとか、今後の移動手段をどうしていくのかといったようなことも考えないといけませんので、財源の確保もあわせて検討していきたいとは思っておりますが、今ここでこういう方向でということをお示しすることは現在のところできません。申し訳ございません。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。はい。

16、17ページ。いいですか、はい。18、19ページ。20、21ページ。22、23ページ。24、25ページ。

はい、大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい、お尋ねします。有害鳥獣被害防止特別対策事業補助金が増えているという話で、有害鳥獣の問題って大きな問題だと思うんですが、今、申請が増えている内容、電気柵だったりとか、鉄柵だったりとか、どういう内容が増えているのかと、この対策補助金による効果がどのぐらい、今、見られているのかというところをわかれば教えてください。

○議長（牧野 真紀子君） はい、産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） はい、お答えします。補助の内容といたしましては、種類といたしましては、電気柵、そちらと金属製のワイヤー、柵ですね。それと、網状の柵といますか、その3パターンがあるんですけども、現在多いのが電気柵ですね。そちらの設置の申請が多いです。それは、柵の場合ですと飛び越えたりするのがありますし、動物ですので電気が流れているところで、刺激ある土地に近寄れないということも、そういった効果もございますので、大体皆さんが電気柵のほうが主流となっております。

それと、今、効果のほうは、それは上がっているというふうな話は聞いております。ただ全体的な数が、イノシシとかの出没数が増えておりますので、その関係で今回、補助金を増やして対象者の数をまかなえるような形で上げさせていただいております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかに。24、25ページ、ありませんか。はい。26、27ページ。

はい、大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい、お尋ねします。教育総務費のところ、キャリアパスポート事業っていう話が出たんですが、具体的にどういう事業か教えていただけたらと思います。

○議長（牧野 真紀子君） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい、お答えさせていただきます。キャリアパスポート事業ということで、すべての児童生徒に配布するものなんですけれども、児童生徒が見通しを立てて活動に臨んだり、振り返りをしやすくするために、学年の初めに目標を立てて、それに向かってどういう取り組みをやっていくとかいう目標を掲げた上で、そのあとどういう取り組みをした、それに対する自己評価なりをしていくようなシステムになります。今後につきましては、小学校1年生から、そちらのキャリアパスポートっていうのを配布いたしまして、来年については全児童生徒なんですけれども、その後、順々に学年を追って持ち上がるっていう形で、最終的には高校まで、そのキャリアパスポートを持って、キャリア教育に継続性を持たせるということでの取り組みになります。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい。ほかに、26、27ページありませんか。28、29ページ。

はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 中学校費について、関連でちょっとお尋ねしたいんですが、今、オレンジルームという施策があると思うんですが、オレンジルームの利用者及びクラスはどれぐらいあるんでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい、お答えさせていただきます。クラスは、一つの部屋を使って今活動しております、その日の状況によって出入りがあるんですけども、おおむね20名程度利用している状況がございます。ですので、部屋の的にはかなり狭い状況が今、生じてきております、来年度に向けて分離なども少し検討していこうかなということは考えております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） まさしくお答えのとおり、利用者の方から少しそういう声、その部屋が狭いのか1部屋に入る人数が多過ぎるのか、ちょっと私も判断つきませんが、いずれにしても利用者の要するに、その特殊な事情って言ったら言葉が悪いのかもしれませんが、そういうことを勘案すると、やはりより細かな配慮ができるような体制でハードもソフトも含めて検討すべきだろうというふうに思いますし、オレンジルームをつくった目的がきちんと達成できるような運用のされ方をやはり検討していただきたいなという思いがありますので、今、課長が言ったように検討するという事なので、ぜひ新年度から予算化も含めて、対応方法を具体的に示していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 答弁はよろしいですね、はい。ほかに。28、29ページ、ありませんか。はい、次いきます。30、31ページ。

それでは、歳入全般について、質問のある人はどうぞ。

はい、大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） ちょっとどこで聞いたらいいかわからなかったもので、ここで聞かせていただくんですけど、先ほど安武議員の質問とちょっと関連するんですけども、無償化についてのことをちょっと聞かせていただきます。

先ほど話があって、無償化に伴って、窓口とかに毎月とか来られると思うんですけど、どれぐらい窓口業務が増えたのかとかいうところが、もしわかれば教えていただきたいと。

○議長（牧野 真紀子君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤木 恵介君） はい、お答えいたします。まだ10月に開始したばかりでありますので、1か月、1か月区切って受け付けをしているわけではございませんので、特段、受

付状況的にはかなり増えたという認識はございませんけれども、徐々にこれから増えてくるのではないかと考えております。

以上です。

○議長(牧野 真紀子君) はい、大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) 先ほど届出保育施設の手続が毎月っていう話をされていたと思うんですけども、それについては、他の自治体、先ほど回答で他の自治体をちょっと事例も見ながら、今後、運用しながら検討していくとか、改善できる分とかは改善していくということで、認識しておいてよろしいでしょうか。

○議長(牧野 真紀子君) はい、子育て支援課長。

○子育て支援課長(藤木 恵介君) 今、議員おっしゃいましたように、まだ10月に開始したばかりで、各町それぞれ、いろいろ困惑しているところもございますし、そんな情報を定例的に担当者会等を開いておりますので、その中で情報を共有しながら、できる部分はやらせていただいて、もうどうしても無理な部分は、保護者の方にお願ひしなければならぬのかなって思っております。

以上です。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。はい、ほかに。歳入全般について、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) ここで質疑を打ち切り、第119号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 異議がないので、第119号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思います。

横大路委員長、よろしくお願ひいたします。

日程第14. 報告第23号

○議長(牧野 真紀子君) 日程第14、報告第23号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(太田 達也君) 報告第23号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について、ご説明をいたします。

新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会の議決事件に該当しない契約について議会に報告するものでございます。

1 ページをお願いいたします。1 ページから 6 ページまでの、それぞれの契約ごとの明細を載せております。

令和元年 8 月 1 日から令和元年 10 月 31 日まででございまして、予定価格が 130 万円以上の工事または製造の請負契約に関するものは、一般会計で 18 件、特別会計で 1 件、水道事業、公共下水道事業会計で 9 件でございました。

また、50 万円以上の委託契約につきましては、一般会計で 16 件、特別会計で 1 件、水道事業会計、公共下水道事業会計で 4 件でございました。参考資料といたしまして、別冊で入札結果表を添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質問を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質問を終わります。

日程第 15. 報告第 24 号

○議長(牧野 真紀子君) 日程第 15、報告第 24 号、令和元年度定期監査の結果についてが提出されております。

質問があれば監査委員にお尋ねください。

はい、横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) はい、お尋ねします。監査意見の中に 4 項目意見が付されておるんですが、そのうち上 2 つ、財務規則に基づいた指摘が 2 項目あるんですが、この件について、ここにご指摘いただいている内容だけでは何がどういうふうに監査委員さんの目にとまったのかよく理解できないものですから、具体的にこういう事象があった、もしくはなかったのか、こういう指摘をしたというようなことをご説明いただけないかなというふうに思います。

○議長(牧野 真紀子君) はい、吉田監査委員。

○代表監査委員(吉田 雅文君) はい、お答えいたします。まず、定期監査というのは毎年行っているわけでありますが、全課を対象に 2 年に 1 回、総務課を毎年行っておりますということで、私は意見として 4 項目をあげさせていただきます。

横大路議員が質問されました 1 点目と 2 点目、財務規則第 182 条と第 190 条と、2 点目の 220 条についてですが、まず第 182 条は公有財産の管理区分、行政財産とか、普通財産とか、建物も土地もありますが、その中で第 182 条の第 5 号で、その他の財産ということで、ここに普通財産が含まれております。

普通財産は総務課長が管理するようになっておりますが、実態を見ても保育園の用地、

それとか商工会の底地とかシルバー人材センターの貸付地と小学校の隣接している土地を学校が使用しているとか、そういう実態があります。その実態に即して、総務課が全部管理するんじゃないかと、そのような関係ある課が、普通財産を管理していいんじゃないかというふうな意見を述べているわけであります。

第190条の現況報告、これは3月31日現在の公有財産の現況報告を会計管理者に報告するというふうになっておりますが、実際、行われておりませんので、原則どおりやるのか、それとも実態に即して規則を改正するのかということ意見を述べておるわけであります。

同じく第2点目の第220条、これは物品の現在高報告書の提出ですが、これも3月31日現在を会計管理者に報告するというふうに規則でなっておりますが、なされておられませんので、財務規則どおりに実施するのか、それとも実際に行っているとおり規則を改正するのかっていうことで意見を述べているわけであります。

以上です。

○議長(牧野 真紀子君) はい。横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) それでは、監査委員さんの見解に対してちょっとお尋ねをさせていただきますんですが、第182条の件についてなんですが、要するに普通財産の場合は、例えば行政都合で売却したり、それから貸し出ししたりというようなことが裁量でできると思うんですが、これを担当課で所管する担当課で管理するというようになってくると、内部事務上、例えば便宜上、総務課のほうが便利だという考え方もなきにしもあらずだとは思いますが、この辺について、要はその担当課のほうがいいんだとか、もしくはその現況のままでも支障がないという判断は我々につきませんが、監査委員さんのほうであえて指摘された趣旨っていうのを、もしあればご説明をいただきたいなというふうに思うんですが。

○議長(牧野 真紀子君) はい、吉田監査委員。

○代表監査委員(吉田 雅文君) はい。第182条の普通財産ですが、私が考えたのは、やっぱり貸し付けするにあたって、仮置きするにあたりまして、それぞれの相手方があります。だから、相手方がしっかりどういう相手方かを把握しているのが、多分、それぞれの事業課だと思うんです。事業課がそういう交渉にあたって契約をするべきじゃないかというふうに考えたわけで、だからそれを今度、売却とか処分する場合は、あくまでも財産管理者は、総括は総務課長ですので、総務課のほうに引き継いで総務課のほうで売却すればいいのではないかというふうに考えたところであります。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) それでは質問を終わります。

日程第16. 報告第25号

○議長(牧野 真紀子君) 日程第16、報告第25号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。質問があれば監査委員にお尋ねください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) それでは質問を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして本日の日程を終了し、散会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時27分散会
